



発行
東京都

目次

告 示（選）

- 東京都知事選挙における選挙の効力に関する異議
申出についての決定（二件）……………一
- 東京都知事選挙における選挙の効力及び当選の効
力に関する異議申出についての決定……………三
- 東京都知事選挙における選挙の効力に関する異議
申出についての決定（二件）……………三

告 示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第百七号

令和六年七月七日執行の東京都知事選挙における選挙の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定したので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百五十五条の規定により告示する。

令和六年八月二十七日

東京都選挙管理委員会

6選選第416号

決 定 書

異議申出人 河合 悠祐

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和六年七月八日に提起された、令和六年七月七日執行の東京都知事選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）について、東京都選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を棄却する。

異 議 の 申 出 の 要 旨

1 異議の申出の趣旨
申出人は、次の異議の申出の理由により、本件選挙を無効とする旨の決定を求めるものである。

2 異議の申出の理由
本件異議の申出の理由は、概ね次のとおりであると認められる。
本件選挙の候補者は56名である。ところが、選挙ボスターの掲示板上には48名分の枠しか用意されていなかった。残りの8名はクリアファイルを渡され、掲示板の枠外にクリアファイルを自身で設置し、その中にボスターを入れ込むという作業を行わされることとなった。クリアファイルの設置は持

ち運ぶのも大変であることに加え、設置作業も個人で行うことは困難な作業である。また、素材の薄いクリアフィルムを設置したとしても、掲示板のような平行な角度で掲示されるのではなく、どうしても斜めに垂れてしまうものであり、有権者が他の候補者と同様の角度で見ることができないものである。

当委員会は、立候補者が50名を超えることはNHK党という政治団体が24名の候補者を出すことを数カ月前から当委員会に知らせていたことや、令和6年6月5日及び同日6日の事前審査の書類の配布の時点で人数が掲示板の枠を超えていることを把握していたことから、予見可能性があったことは明白で、それにもかかわらず、掲示板の枠の増設をなら行わなかったことには重大な過失がある。

また、候補者に対してもこういった扱いになることに対しての事前の共有はなく、令和6年6月20日告示日の当日に候補者に知らせたことも重大なる過失であり、候補者は当日までなんの判断をする機会を与えられず不利益を被った。

したがって、本件選挙は何らの合理的根拠に基づくことなく、候補者を不平等に取り扱うものであって明らかに日本国憲法第14条、第15条第3項及び第44条の規定に違反するから、無効なものである。

決 定 の 理 由

当委員会は、本件異議の申出は形式的要件を備えた適法なものと同認め、これを受理し、慎重かつ厳正に審理した。その結果は以下のとおりである。

第1 公職選挙法の定め

本件異議の申出に関する公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）の定めは次のとおりである。

（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における当選人）

第95条 衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、次の各号の区分による得票がなければならぬ。

一 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙 有効投票の総数の6分の1以上の得票

二 参議院（選挙区選出）議員の選挙 通常選挙における当該選挙区内の議員の定数をもって有効投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票。ただし、選挙すべき議員の数が通常選挙における当該選挙区内の議員の定数を超える場合においては、その選挙すべき議員の数をもつて有効投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票

三 地方公共団体の議会の議員の選挙 当該選挙区内の議員の定数（選挙区がないときは、議員の定数）をもって有効投票の総数を除して得た数の4分の1以上の得票

四 地方公共団体の長の選挙 有効投票の総数の4分の1以上の得票（第2項省略）
（文書図画の掲示）

第143条 選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号のいずれかに該当するもの（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、第1号、第2号、第4号、第4号の2及び第5号に該当するものであつて衆議院名簿届出政党等が使用するもの）のほかは、掲示することができない。

一 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類

二 第141条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類

三 公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で第86条の3第1項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。）が使用するたすき、胸章及び随章の類

四 演説会場においてその演説会の開催中使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類

四の二 屋内の演説会場内においてその演説会の開催中掲示する映写等の類

四の三 個人演説会告知用ポスター（衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員又は都道府県知事の選挙の場合に限る。）

五 前各号に掲げるものを除くほか、選挙運動のために使用するポスター

一 (参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、公職の候補者たる参議院名簿登載者(第86条の3第1項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者を除く。)が使用するものに限る。)(第2項以下省略)

(ポスター掲示場)

第144条の2 衆議院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員又は都道府県知事の選挙においては、市町村の選挙管理委員会は、第143条第1項第5号のポスター(衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するものを除く。)の掲示場を設けなければならない。

2 前項の掲示場の総数は、1投票区につき5箇所以上10箇所以内において、政令で定めるところにより算定する。ただし、市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がある場合には、あらかじめ都道府県の選挙管理委員会と協議の上、その総数を減ずることができる。

3 第1項の掲示場は、市町村の選挙管理委員会が、投票区ごとに、政令で定める基準に従い、公衆の見やすい場所に設置する。

4 市町村の選挙管理委員会は、第1項の掲示場を設置したときは、直ちに、その掲示場の設置場所を告示しなければならない。

5 公職の候補者は、第1項の掲示場に、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会(以下「管理委員会」という。)が定め、あらかじめ告示する日から第143条第1項第4号の3及び第5号のポスターそれぞれ1枚を掲示することができる。この場合において、市町村の選挙管理委員会は、ポスターの掲示に関し、政令で定めるところにより、当該公職の候補者に対し、事情の許す限り便宜を供与するものとする。

6 前項の場合において、公職の候補者1人が掲示することができる掲示場の区画は、縦及び横それぞれ4センチメートル以上とする。

7 前各項に規定するもののほか、第1項の掲示場におけるポスターの掲示の順序その他ポスターの掲示に関し必要な事項は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が定める。

(第8項以下省略)

(地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の効力に関する異議の申出及び審査の申立て)

第202条 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において、その選挙の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者は、当該選挙の日から14日以内に、文書で当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に対して異議を申し出ることができる。

(第2項省略)

(選挙の無効の決定、裁決又は判決)

第205条 選挙の効力に関し異議の申出、審査の申立て又は訴訟の提起があつた場合において、選挙の規定に違反するときには選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り、当該選挙管理委員会又は裁判所は、その選挙の全部又は一部の無効を決定し、裁決し又は判決しなければならない。

(第2項以下省略)

第2 認定した事実

(1) 本件選挙における立候補者の氏名及びそれぞれの得票数は別紙1のとおりであり、小池ゆりこ候補(以下「小池候補」という。)が有効投票の最多数(2,918,015票)を得て当選人となった。

(2) 本件選挙における各投票区に設けられたポスター掲示場には48の区画が指定され(以下、この区画を「既存区画」という。)、既存区画が不足する場合は、次のように対応することとされた(以下、これにより設けられた区画を「外周区画」という。)

ア 原則、掲示場下辺に49番以降の外周区画を指定

イ 立地上、下辺掲示が困難な場合は、右左辺、上辺の順に、外周区画を割振り

ウ 既存区画の枠線迄の余白部分で固定

エ 当委員会からクリアファイル・画鋏等の固定用道具を提供

(3) 本件選挙における立候補者は、最終的に56人となったため、受付順が49番目以降の候補者については、外周区画に掲示することとなり、これによることとなった各候補者には、それぞれから申出があつた枚数分のクリアファイル・画鋏等の固定用道具を提供された(各候補者別の固定用道

具の提供状況は別紙2のとおり）。

(4) 外周区画にポスターを掲示することとなった者（以下「外周区画設置者」という。）は、別紙1に外周区画と記載された8人であり、そのうちの最多得票者であるひまそらあかね候補（以下「ひまそら候補」という。）の得票数は110、196票、その得票率は1.62%であった。

第3 申出人の主張に対する当委員会の判断

(1) 選挙の効力に関して争う争訟においては、「選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り」、当該選挙の全部又は一部が無効とされる（法第205条第1項）。ここで、「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指す」（最高裁判所昭和27年12月4日判決、最高裁判所昭和61年2月18日判決、最高裁判所平成31年2月28日判決）ものであり、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その選挙の管理執行手續に関する規定違反がなかつたならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異なつた結果の生ずる可能性のある場合をいう」（最高裁判所昭和29年9月24日判決、最高裁判所昭和51年9月30日判決、東京高等裁判所平成25年12月9日判決）とされている。

これを本件に当てはめると、外周区画設置の取扱いが選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則を著しく阻害するものであり、そのような取扱いがなされなかつたならば、本件選挙における有効投票である6,823、242票の最多数2,918、015票を上回る得票を得た者が生ずる可能性がある場合に限り、本件選挙が無効とされることになる。

(2) そこで、まず、外周区画設置の取扱いがなされなかつたときに、本件選挙における最多得票2,918、015票を上回る得票を得た者が生ずる可能性の有無について検討する。

本件選挙における得票数は、その多い順に、小池候補の2,918、015票、石丸伸二候補の1,658、363、406票、蓮舫候補の1,283、262票、田母神としお候補の267、699票等となっており、

外周区画設置者のうちの最多得票はひまそら候補の110、196票となつている。

上記のうちひまそら候補以外の者は、外周区画設置の取扱いを受けてない者であり、外周区画設置者の存在によつてその得票数が影響を受けたことを示す事情は見当たらない。

一方、ひまそら候補は外周区画設置の取扱いを受けているが、その得票数が小池候補の得票数2,918、015票を上回るためには、現実の得票数である110、196票に加えてその約25.48倍である2,807,820票以上の得票が必要となるところ、同人のポスターが既存区画に設置されたとした場合に、これだけの得票を得る可能性を示す事情は見当たらない。

また、同人以外の外周区画設置の取扱いを受けた候補者のうち、同人の得票を超える得票を得る可能性がある者の存在を示す事情もない。

したがつて、外周区画設置の取扱いがなされなかつたとしても、候補者の当落に現実が生じたところと異なつた結果の生ずる可能性はなかつたものと判断される。

第4 審理の結果

以上によれば、外周区画設置の取扱いによつて選挙の結果に異動を及ぼす可能性があつたと言えないことは明らかであるから、その余の点について判断するまでもなく、本件異議の申出には理由がないことが明らかである。

よつて、法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、当委員会は、主文のとおり決定する。

令和6年8月19日

東京都選挙管理委員会
委員長 澤野正明

法第203条の規定により、この決定に不服があるときは、当委員会を被告として、申出人においてはこの決定書の交付を受けた日から30日以内に、その他の当該選挙の選挙人又は候補者においては法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

(別紙1)

令和6年7月7日執行 東京都知事選挙 開票結果

< 候補者別得票数 (得票順) >

候補者氏名 (所属党派)	得票数	得票率
1 小池 ゆりこ (無所属)	2,918,015,000 票	42.77 %
2 石丸 伸二 (無所属)	1,658,363,406 票	24.30 %
3 蓮 舫 (無所属)	1,283,262,000 票	18.81 %
4 田母神 としお (無所属)	267,699,000 票	3.92 %
5 安野 たかひろ (無所属)	154,638,000 票	2.27 %
6 うつみ さとる (市政がつくる会)	121,715,000 票	1.78 %
7 ひまそらあかね (無所属)	110,196,000 票	1.62 %
8 石丸 幸人 (石丸幸人党)	96,222,534 票	1.41 %
9 桜 井 誠 (日本第一党)	83,600,995 票	1.23 %
10 清 水 国 明 (清水国明と東京都の安全な未来をつくる会)	38,054,000 票	0.56 %
11 ドクター・中松 (無所属)	23,825,000 票	0.35 %
12 大 和 行 男 (無所属)	9,685,000 票	0.14 %
13 小 林 弘 (無所属)	7,408,000 票	0.11 %
14 ェトウテルク (ラブ&ピース党)	5,419,000 票	0.08 %
15 木 宮 み つ き (未来党)	4,874,000 票	0.07 %
16 福 本 繁 幸 (無所属)	3,245,000 票	0.05 %
17 A I M E Y A (A I 党)	2,761,000 票	0.04 %
18 ないとうひさお (無所属)	2,339,000 票	0.03 %
19 横 山 緑 (NHKから党)	2,174,000 票	0.03 %
20 内 野 愛 里 (カワイイ私の政見放送を一緒に見よう)	2,152,000 票	0.03 %
21 河合 ゆうすけ (ジョーカー議員と投票率を上げる会)	2,035,000 票	0.03 %
22 向 後 真 徳 (無所属)	1,951,000 票	0.03 %
23 黒川 あつひこ (つばさの党)	1,833,000 票	0.03 %
24 桑原 まりこ (無所属)	1,747,000 票	0.03 %
25 福永 かつや (NHKから党)	1,281,000 票	0.02 %
26 野 間 口 翔 (無所属)	1,240,000 票	0.02 %
27 さわしげみ (無所属)	1,232,000 票	0.02 %
28 うしくぼのぶお (無所属)	1,153,000 票	0.02 %
29 小 松 け ん (ゾルフ党)	894,000 票	0.01 %
30 遠 藤 信 一 (NHKから党)	882,328 票	0.01 %

外周区画

外周区画

外周区画

候補者氏名(所属党派)	得票数	得票率
31 二宮大造(国民を守る党)	833,000	0.01%
32 竹本秀之(無所属)	812,000	0.01%
33 アキノリ將軍未満(ネオ藩府アキノリ党)	792,000	0.01%
34 小野寺こうき(忠臣蔵義士新党)	759,000	0.01%
35 山田信一(国民を守る党)	691,669	0.01%
36 木村よししたか(国民を守る党)	676,000	0.01%
37 しんどう伸夫(お金をみんな党)	669,000	0.01%
38 中江ともや(国民を守る党)	612,000	0.01%
39 加藤英明(国民を守る党)	588,051	0.01%
40 かがたたくじ(覇王党)	578,000	0.01%
41 加藤健一郎(無所属)	572,942	0.01%
42 ホカリジン(無所属)	560,000	0.01%
43 前田大一(国民を守る党)	521,000	0.01%
44 草尾あつし(国民を守る党)	481,000	0.01%
45 ふくはらしるび(国民を守る党)	466,000	0.01%
46 武内隆(国民を守る党)	446,000	0.01%
47 尾関あゆみ(ポーカー党)	417,000	0.01%
48 犬伏安明(国民を守る党)	371,000	0.01%
49 桑島康文(核融合党)	361,000	0.01%
50 松尾芳治(国民を守る党)	351,000	0.01%
51 古田真(国民を守る党)	343,004	0.01%
52 ふなはしゆめと(国民を守る党)	329,000	0.00%
53 三輪陽一(国民を守る党)	306,000	0.00%
54 津村大作(国民を守る党)	302,000	0.00%
55 みなみ俊輔(国民を守る党)	297,000	0.00%
56 上乗むねゆき(国民を守る党)	211,000	0.00%

有効投票数	6,823,242,000	票
無効投票数	56,128,000	票 (0.82%)
投票総数	6,879,370,000	票
法定得票数	1,705,810,500	票
供託物没収点	682,324,200	票

(別紙2)

各候補者別の固定用道具の提供状況について(令和6年7月6日時点)

届出番号	候補者名	当委員会から提供した固定用道具						
		OPP袋 A2	クリア ファイル A3	クリア ファイル A4	アルミ 複合板 A3	画鋏	布粘着 テープ 25m	OPP テープ 50m
49	ホカリジン	不要(ポスター掲示の予定なし)						
50	小林弘	50	6,260	10	5	1,000	1	45
51	加藤健一郎	200	410			2,000	1	1
52	ひまそらあかね	希望なし	希望なし	希望なし	希望なし	希望なし	希望なし	希望なし
53	向後真徳	100	10	100		2,000	2	1
54	うしくぼのぶお	希望なし	希望なし	希望なし	希望なし	希望なし	希望なし	希望なし
55	古田真	550				3,000		
56	アキノリ將軍未満	5,500	5,480			21,000	32	22
合計		6,400	12,160	110	5	29,000	36	69

●東京都選挙管理委員会告示第百八号

令和六年七月七日執行の東京都知事選挙における選挙の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定したので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百五十五条の規定により告示する。

令和六年八月二十七日

東京都選挙管理委員会

6選第416号

決 定 書

異議申出人 小林 弘

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和六年七月十日に提起された、令和六年七月七日執行の東京都知事選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）について、東京都選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を棄却する。

異 議 の 申 出 の 要 旨

1 異議の申出の趣旨
申出人は、次の異議の申出の理由により、本件選挙を無効とする旨の決定を求めるものである。

2 異議の申出の理由
本件異議の申出の理由は、概ね次のとおりであると認められる。
本件選挙において、申出人は、公職の候補者として、選挙運動の手段として認められている、公営ポスター掲示場にある掲示板に自身の公約等を記載した選挙ポスターを貼付する方法で掲示する権利を当委員会の過失により奪われた。

当委員会は、告示日である令和6年6月20日より2週間程度前から、本件選挙には49名を超える立候補者が届け出ることを確信していた。しかしながら、6月初旬に48名分しかポスターを貼ることができない掲示板を都内約14,000か所に設置して以来、前回の東京都知事選挙で行った、増設（48名より多くの立候補者が選挙ポスターを貼付する方法で掲示する権利を増やすという意味）を行わなかった。

今回、立候補した56名のうち48名が選挙ポスターを貼付する方法で選挙運動ができ、8名が選挙ポスターを貼付する方法で選挙運動ができなかったことは、本件選挙が公平・公正に行われなかったと評価できる。

申出人は、選挙ポスターを貼付する方法で選挙運動ができなかったことが原因で、本件選挙に当選できなかったため、本件選挙は無効として再選挙すること強く求める。

決 定 の 理 由

当委員会は、本件異議の申出は形式的要件を備えた適法なもの認め、これを受理し、慎重かつ厳正に審理した。その結果は以下のとおりである。

第1 公職選挙法の定め

本件異議の申出に関する公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）の定めは次のとおりである。

（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における当選人）

第95条 衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、次の各号の区分による得票がなければならぬ。

- 一 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙 有効投票の総数の6分の1以上の得票
- 二 参議院（選挙区選出）議員の選挙 通常選挙における当該選挙区内の議員の定数をもつて有効投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票。ただし、選挙すべき議員の数が通常選挙における当該選挙区内の議員の定数を超える場合においては、その選挙すべき議員の数を

もつて有効投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票

三 地方公共団体の議会の議員の選挙 当該選挙区内の議員の定数（選挙区がないときは、議員の定数）をもつて有効投票の総数を除して得た数の4分の1以上の得票

四 地方公共団体の長の選挙 有効投票の総数の4分の1以上の得票（第2項省略）

（文書図画の掲示）

第143条 選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号のいずれかに該当するもの（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、第1号、第2号、第4号、第4号の2及び第5号に該当するものであつて衆議院名簿届出政党等が使用するもの）のほかは、掲示することができない。

- 一 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類
- 二 第141条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類
- 三 公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で第86条の3第1項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。）が使用するたすき、胸章及び腕章の類
- 四 演説会場においてその演説会の開催中使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類
- 四の二 屋内の演説会場内においてその演説会の開催中掲示する映写等の類
- 四の三 個人演説会告知用ポスター（衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員又は都道府県知事の選挙の場合に限る。）
- 五 前各号に掲げるものを除くほか、選挙運動のために使用するポスター（参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、公職の候補者たる参議院名簿登載者（第86条の3第1項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者を除く。）が使用するものに限る。）（第2項以下省略）（ポスター掲示場）

第144条の2 衆議院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員又は都道府県知事の選挙においては、市町村の選挙管理委員会は、第143条第1項第5号のポスター(衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するものを除く。)の掲示場を設けなければならない。

2 前項の掲示場の総数は、1投票区につき5箇所以上10箇所以内において、政令で定めるところにより算定する。ただし、市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がある場合には、あらかじめ都道府県の選挙管理委員会と協議の上、その総数を減することができる。

3 第1項の掲示場は、市町村の選挙管理委員会が、投票区ごとに、政令で定める基準に従い、公衆の見やすい場所に設置する。

4 市町村の選挙管理委員会は、第1項の掲示場を設置したときは、直ちに、その掲示場の設置場所を告示しなければならない。

5 公職の候補者は、第1項の掲示場に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が定め、あらかじめ告示する日から第143条第1項第4号の3及び第5号のポスターそれぞれ1枚を掲示することができる。この場合において、市町村の選挙管理委員会は、ポスターの掲示に関し、政令で定めるところにより、当該公職の候補者に対し、事情の許す限り便宜を供与するものとする。

6 前項の場合において、公職の候補者1人が掲示することができる掲示場の区画は、縦及び横それぞれ42センチメートル以上とする。

7 前各項に規定するもののほか、第1項の掲示場におけるポスターの掲示の順序その他ポスターの掲示に関し必要な事項は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が定める。

(第8項以下省略)

(地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の効力に関する異議の申出及び審査の申立て)

第202条 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において、その選挙の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者は、当該選挙の日から14日以内に、文書で当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会

に対して異議を申し出ることができる。

(第2項省略)

(選挙の無効の決定、裁決又は判決)

第205条 選挙の効力に関し異議の申出、審査の申立て又は訴訟の提起があつた場合において、選挙の規定に違反するとき又は選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り、当該選挙管理委員会又は裁判所は、その選挙の全部又は一部の無効を決定し、裁決し又は判決しなければならない。

(第2項以下省略)

第2 認定した事実

(1) 本件選挙における立候補者の氏名及びそれぞれの得票数は別紙1のとおりであり、小池ゆりこ候補(以下「小池候補」という。))が有効投票の最多数(2,918,015票)を得て当選人となった。

(2) 本件選挙における各投票区に設けられたポスター掲示場には48の区画が指定され(以下、この区画を「既存区画」という。)、既存区画が不足する場合は、次のように対応することとされた(以下、これにより設けられた区画を「外周区画」という。)

ア 原則、掲示場下辺に49番以降の外周区画を指定

イ 立地上、下辺掲示が困難な場合は、右左辺、上辺の順に、外周区画を割振り

ウ 既存区画の枠線迄の余白部分で固定

エ 当委員会からクリアファイル・画鋏等の固定用道具を提供

(3) 本件選挙における立候補者は、最終的に56人となったため、受付順が49番目以降の候補者については、外周区画に掲示することとなり、これによることとなった各候補者には、それぞれから申出があつた枚数分のクリアファイル・画鋏等の固定用道具を提供された(各候補者別の固定用道具の提供状況は別紙2のとおり)。

(4) 外周区画にポスターを掲示することとなった者(以下「外周区画設置者」という。))は、別紙1に外周区画と記載された8人であり、そのうちの最多得票者であるひまそらあかね候補(以下「ひまそら候補」という。))の得票数は110,196票、その得票率は1.62%であつた。

第3 申出人の主張に対する当委員会の判断

(1) 選挙の効力に関して争う争訟においては、「選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り」、当該選挙の全部又は一部が無効とされる（法第205条第1項）。

ここで、「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指す」

（最高裁判所昭和27年12月4日判決、最高裁判所昭和61年2月18日判決、最高裁判所平成31年2月28日判決）ものであり、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その選挙の管理執行手續に関する規定違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異なつた結果の生ずる可能性のある場合をいう」（最高裁判所昭和29年9月24日判決、最高裁判所昭和51年9月30日判決、東京高等裁判所平成25年12月9日判決）とされている。

これを本件に当てはめると、外周区画設置の取扱いが選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則を著しく阻害するものであり、そのような取扱いがなされなかつたならば、本件選挙における有効投票である6,823,242票の最多数2,918,015票を上回る得票を得た者が生ずる可能性がある場合に限り、本件選挙が無効とされることになる。

(2) そこで、まず、外周区画設置の取扱いがなされなかつたときに、本件選挙における最多得票2,918,015票を上回る得票を得た者が生ずる可能性の有無について検討する。

本件選挙における得票数は、その多い順に、小池候補の2,918,015票、石丸伸二候補の1,658,363、406票、蓮舂候補の1,283,262票、田母神としお候補の267,699票等となつており、外周区画設置者のうちの最多得票はひまさら候補の110,196票となつている。

上記のうちひまさら候補以外の者は、外周区画設置の取扱いを受けてない者であり、外周区画設置者の存在によつてその得票数が影響を受けたことを示す事情は見当たらない。

一方、ひまさら候補は外周区画設置の取扱いを受けているが、その得票

数が小池候補の得票数2,918,015票を上回るためには、現実の得票数である110,196票に加えてその約25.48倍である2,807,820票以上の得票が必要となるところ、同人のポスターが既存区画に設置されたとした場合に、これだけの得票を得る可能性を示す事情は見当たらない。

また、同人以外の外周区画設置の取扱いを受けた候補者のうち、同人の得票を超える得票を得る可能性がある者の存在を示す事情もない。したがつて、外周区画設置の取扱いがなされなかつたとしても、候補者の当落に現実が生じたところと異なつた結果の生ずる可能性はなかつたものと判断される。

第4 審理の結果

以上によれば、外周区画設置の取扱いによつて選挙の結果に異動を及ぼす可能性があつたと言えないことは明らかであるから、その余の点について判断するまでもなく、本件異議の申出には理由がないことが明らかである。

よつて、法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、当委員会は、主文のとおり決定する。

令和6年8月19日

東京都選挙管理委員会

委員長 澤野正明

法第203条の規定により、この決定に不服があるときは、当委員会を被告として、申出人においてはこの決定書の交付を受けた日から30日以内に、その他の当該選挙の選挙人又は候補者においては法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

(別紙1)

令和6年7月7日執行 東京都知事選挙 開票結果

< 候補者別得票数 (得票順) >

候補者氏名 (所属党派)	得票数	得票率
1 小池 妙りこ (無所属)	2,918,015,000 票	42.77 %
2 石丸 伸二 (無所属)	1,658,363,406 票	24.30 %
3 蓮 舫 (無所属)	1,283,262,000 票	18.81 %
4 田母神 としお (無所属)	267,699,000 票	3.92 %
5 安野 たかひろ (無所属)	154,638,000 票	2.27 %
6 うつみ さとる (市政がつくる会)	121,715,000 票	1.78 %
7 ひまそらあかね (無所属)	110,196,000 票	1.62 %
8 石丸 幸人 (石丸幸人党)	96,222,534 票	1.41 %
9 桜 井 誠 (日本第一党)	83,600,995 票	1.23 %
10 清水 国明 (清水国明と東京都の安全な未来をつくる会)	38,054,000 票	0.56 %
11 トクター・中松 (無所属)	23,825,000 票	0.35 %
12 大 和 行 男 (無所属)	9,685,000 票	0.14 %
13 小 林 弘 (無所属)	7,408,000 票	0.11 %
14 ェトウテルクキ (ラゾ&ピース党)	5,419,000 票	0.08 %
15 木 宮 み つ き (未来党)	4,874,000 票	0.07 %
16 福 本 繁 幸 (無所属)	3,245,000 票	0.05 %
17 A I M E I ヤー (A I 党)	2,761,000 票	0.04 %
18 ないとうひさお (無所属)	2,339,000 票	0.03 %
19 横 山 緑 (N H K を守る党)	2,174,000 票	0.03 %
20 内 野 愛 里 (カワノイノ私の政見放送を一緒に見よう！を掲げる会)	2,152,000 票	0.03 %
21 河 合 ゆ う す け (投票率を上げる会)	2,035,000 票	0.03 %
22 向 後 真 徳 (無 所 属)	1,951,000 票	0.03 %
23 黒川 あつひこ (つばさの党)	1,833,000 票	0.03 %
24 桑原 まりこ (無 所 属)	1,747,000 票	0.03 %
25 福 永 か つ や (N H K を守る党)	1,281,000 票	0.02 %
26 野 間 口 翔 (無 所 属)	1,240,000 票	0.02 %
27 さわしげみ (無 所 属)	1,232,000 票	0.02 %
28 うしくぼのぶお (無 所 属)	1,153,000 票	0.02 %
29 小 松 け ん (ゴ ル フ 党)	894,000 票	0.01 %
30 遠 藤 信 一 (N H K を守る党)	882,328 票	0.01 %

候補者氏名 (所属党派)

得票数

得票率

31 二 宮 大 造 (N H K を守る党)	833,000 票	0.01 %
32 竹 本 秀 之 (無 所 属)	812,000 票	0.01 %
33 テキマリ将軍未満 (ネオ藩村テキマリ党)	792,000 票	0.01 %
34 小野 寺 こうき (忠臣蔵義士新党)	759,000 票	0.01 %
35 山 田 信 一 (N H K を守る党)	691,669 票	0.01 %
36 木村よしたか (N H K を守る党)	676,000 票	0.01 %
37 しんどう伸夫 (お金をみんな堂々として独立堂々)	669,000 票	0.01 %
38 中 江 と も や (N H K を守る党)	612,000 票	0.01 %
39 加 藤 英 明 (N H K を守る党)	588,051 票	0.01 %
40 か が た た く じ (覇 王 党)	578,000 票	0.01 %
41 加 藤 健 一 郎 (無 所 属)	572,942 票	0.01 %
42 ホカリジジ (無 所 属)	560,000 票	0.01 %
43 前 田 太 一 (N H K を守る党)	521,000 票	0.01 %
44 草 尾 あ つ し (N H K を守る党)	481,000 票	0.01 %
45 ふくはらしるび (N H K を守る党)	466,000 票	0.01 %
46 武 内 隆 (N H K を守る党)	446,000 票	0.01 %
47 尾 関 あ ゆ み (ボ ー カ ー 党)	417,000 票	0.01 %
48 犬 伏 宏 明 (N H K を守る党)	371,000 票	0.01 %
49 桑 島 康 文 (核 融 合 党)	361,000 票	0.01 %
50 松 尾 芳 治 (N H K を守る党)	351,000 票	0.01 %
51 古 田 真 ((事務所) 土曜を働かし、日曜を遊ぶ会)	343,004 票	0.01 %
52 ふなはしゆめと (N H K を守る党)	329,000 票	0.00 %
53 三 輪 陽 一 (N H K を守る党)	306,000 票	0.00 %
54 津 村 大 作 (N H K を守る党)	302,000 票	0.00 %
55 み な み 俊 輔 (N H K を守る党)	297,000 票	0.00 %
56 上 築 わ ね ゆ き (N H K を守る党)	211,000 票	0.00 %

有 効 投 票 数	6,823,242,000 票
無 効 投 票 数	56,128,000 票 (0.82%)
投 票 総 数	6,879,370,000 票
法 定 得 票 数	1,705,810,500 票
供 託 物 投 収 点	682,324,200 票

(別紙2)

各候補者別の固定用道具の提供状況について(令和6年7月6日時点)

届出番号	候補者名	当委員会から提供した固定用道具						
		OPP袋 A2	クリア ファイル A3	クリア ファイル A4	アルミ 複合板 A3	画鋏	布粘着 テープ 2.5m	OPP テープ 5.0m
49	ホカリジン	不要(ポスター掲示の予定なし)						
50	小林弘	50	6,260	10	5	1,000	1	45
51	加藤健一郎	200	410			2,000	1	1
52	ひまそらあかね	希望なし	希望なし	希望なし	希望なし	希望なし	希望なし	希望なし
53	向後真徳	100	10	100		2,000	2	1
54	うしくぼのぶお	希望なし	希望なし	希望なし	希望なし	希望なし	希望なし	希望なし
55	古田真	550				3,000		
56	アキノリ將軍未満	5,500	5,480			21,000	32	22
合計		6,400	12,160	110	5	29,000	36	69

●東京都選挙管理委員会告示第百九号

令和六年七月七日執行の東京都知事選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定したので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百五十五条の規定により告示する。

令和六年八月二十七日

東京都選挙管理委員会

6 選 選 第 4 1 6 号

決 定 書

異議申出人 小井土 直樹

上記異議申出人(以下「申出人」という。)から令和6年7月11日に提起された、令和6年7月7日執行の東京都知事選挙(以下「本件選挙」という。)における選挙の効力及び当選の効力に関する異議の申出(以下「本件各異議の申出」という。)について、東京都選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は、併合して審査し、次のとおり決定する。

主 文

本件各異議の申出をいずれも棄却する。

異 議 の 申 出 の 要 旨

1 異議の申出の趣旨
申出人は、次の異議の申出の理由により、本件選挙を無効及び本件選挙における当選人小池百合子の当選を無効とする旨の決定を求めるものである。

2 異議の申出の理由

本件各異議の申出の理由は、概ね次のとおりであると認められる。

(1) 公営ポスター掲示板について届出番号48番までの候補者と届出番号49番以降の候補者との間の著しい不平等があったこと
本件選挙においては、あらかじめ48人分の公営ポスター掲示場は準備されていたものの、本件選挙では56人の候補者の届出があり、届出番号49

番以降の候補者に対してはポスター掲示場が準備されておらず、当委員会は枠外にクリップファイルの中にポスターを入れて画紙等で掲示することを指示した。

しかし、これは公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。)第144条の2に違反するとともに、届出番号48番までの候補者と届出番号49番の候補者ではポスターの見栄えやポスターを掲示する手間等に看過できないほどの差異が生じており、不合理な差別であるとともに、このような掲示形態になったことでポスターの掲示を断念した候補者もいた可能性があり、選挙の結果に異動を生じるおそれがある。

さらに、49番以降に届け出た候補者のひまそらあかね候補は110,196票(得票率1.62%)を獲得しており、正規にポスターを掲示する機会が与えられ、実際にポスターを掲示すれば当落の異動が生じたおそれがある。

事前審査の段階で48人以上の候補予定者が事前審査を済ませており、政見放送の収録を行うと、立候補を取りやめた場合多額の収録費用が候補者負担になることから、通常は、供託金を収めた段階で立候補の取りやめは想定されないとところ、当委員会は区市町村選挙管理委員会(以下「区市町村選管」という。)に掲示場の増設を求めないどころか、その対応について明らかにせず、むしろ告示日当日に立候補受付で並んでいたNHKから国民を守る党代表の立花孝志氏に対し、同党関係者の候補者の届出順を変更するよう要請するなど、暗に当委員会が主導して立候補の取下げを求め、選挙干渉行為を行っている。

また、区市町村選管からは告示日前にポスターの増設を求める意見があったにもかかわらず、当委員会はこれを放置し、自主的に今回24人立候補したNHKから国民を守る党の候補者が立候補を取りやめるだろう、立花氏が取下げてくれるだろうという、希望的観測のもと告示日当日まで対応を放置し、立花氏に圧力をかけてこれに応じないとみるや49番以降に届け出た候補者を当委員会は見捨てたものである。

本件選挙ではポスターは公営掲示場にしか掲示できないのであり、「第20回統一地方選挙全国意識調査一調査結果の概要一」(令和6年3月公益財団法人明るい選挙推進協会)においては、選挙公報に次ぐ2番目の10.8%の方が候補者のポスターが「役に立った」と答えており、また接触率で「見聞しました」と答えた方が48.4%にも及んでおり、1番目となつて

いる。
選挙におけるポスターの重要性はなお失われていないとすべきで、当委員会への措置は憲法第14条第1項及び第21条に違反するものであり、選挙の結果に異動を及ぼすものといえる。

(2) 千代田区における公営ポスター掲示場のうち14カ所で設置が遅れたこと千代田区選挙管理委員会によれば、告示日当日に区内に設置予定であった14カ所の公営掲示場において同日まで掲示場が設置されておらず、公選法第144条の2に違反するものである。

選挙の規定に違反するもので、候補者がポスターを貼って選挙運動を行う自由を侵害しており、選挙の結果に異動を生じておそれがある。

(3) 警視庁から河合ゆうすけ候補に対し東京都迷惑防止条例に違反していないにもかかわらず同候補者が掲示した選挙運動用ポスターが同条例に違反していると警告したことは選挙取締機関による選挙運動への不当な干渉に該当すること

河合ゆうすけ候補（以下「河合候補」という。）がポスター掲示場に裸体の成人女性（ただし、局部や陰部はマスキング）とともに、「表現の自由を守ろう」とするスローガンを記載したポスターを掲示したところ、警視庁が告示日当日、東京都迷惑防止条例に抵触するおそれがあるとして河合候補に対し警告し、ポスターの回収を要請した。

今回、河合候補はポルノ表現を含めて表現の自由を広く認めようという政策を訴える趣旨で、成人女性の裸体のポスターを掲示したものと解され、同条例第5条第1項第3号において、公共の場所で卑わいな言動をすることが罰則付で禁止されているものの、「正当な理由なく」と規定しているところであり、選挙運動のために自らの政見を訴える目的であること、局部については河合候補出演の政見放送の画像で隠されていること、ポスターに占める裸体の女性の割合が概ね半分程度であり、専ら好色的趣味に訴えるものではないことに照らすと、同条例違反に該当しないものといえる。

また、つばさの党関係者が令和6年4月に執行された衆議院議員補欠選挙（東京都第15区）において、警視庁からの警告を無視し、その後逮捕勾留された経緯があることを踏まえると、河合候補が警視庁からの警告を受け、ポスターを撤去するに至ったのも、警告に従わなければ逮捕される現実的な危険を感じたことによりなされたもので、候補者の自由な意思によりポスターを撤去したものとはいえない。また、そのことにより、ポルノ表現に寛容

であり、東京都青少年防止条例の見直しや運用改善を主張する河合候補の政見を広めることに大きく制約を受けることになった。
さらに、警告がされたことが報道機関により報道されたことにより、河合候補について犯罪者であるとのレッテルが世間から見られ、大きく同候補者の得票数が減少することになった。

警視庁の当該措置は憲法第21条第1項に違反するものである。

また、捜査機関についても、公選法第7条の規定に照らせば、「主として選挙管理の任にある機関」に該当し、少なくとも選挙の取柄を通じて警視庁は選挙の管理執行に密接に関連する事務を行う者に該当するというべきであり、仮に該当しないとしても、直接そのような明文の規定は存在しないが、選挙の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるときに該当し、選挙の無効原因を構成する。

河合候補は、草加市議会議員選挙にも当選歴があることを踏まえると、当選人の小池ゆりこ候補（以下「小池候補」という。）と大きく得票差があるにしても、警視庁の警告の影響の重大性を踏まえると、選挙の結果に異動を生じさせる可能性はあるといえる。

(4) 黒川敦彦候補について、勾留の必要性が無いにもかかわらず選挙運動期間中勾留が継続され、選挙取締機関による選挙運動への不当な干渉があったこと

本件選挙で黒川敦彦候補（以下「黒川候補」という。）は立候補したが、令和6年4月に執行された衆議院議員補欠選挙（東京都第15区）における選挙の自由妨害を勾留理由として、本件選挙の選挙運動期間中警視庁城東警察署留置施設に勾留された状態が継続し、保釈や勾留停止が認められなかった。また、政見放送にも出られず経歴放送に限られ、街頭演説等を候補者本人が行うことも許されなかった。さらに、接見等禁止決定により、一般の有権者が黒川候補と面会することもできない状態のまま本件選挙が実施された。

しかし、黒川候補の勾留については、小池候補等への妨害行為のおそれが罪証隠蔽のおそれがあるものとして、勾留理由にされたものと推測されるが、小池候補等への妨害行為や接近をやめるなどを勾留停止や保釈の条件とすることや、有権者への影響の大きい政見放送の収録時のみでも勾留停止を認めるなどの方策があったと考えられる。推定無罪の原則が及ぶことも踏まえると、黒川候補が選挙運動期間中、身柄が勾留されたまま本件選挙が執行されたことは、主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に關す

る明文の規定に違反することがあるとき又は直接そのような明文の規定は存在しないが、選挙の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるときに該当するものといえる。

黒川候補は、本件選挙前から小池候補のことを強く非難しており、黒川候補による政見放送や街頭演説等が行われていれば、小池候補の得票に大きな影響があったと考えられ、選挙の結果に異動を生じるおそれがあったといえる。

(5) 当委員会や選挙長の告示が東京都選挙管理委員会規程や東京都選挙執行規程に違反し原則的告示方法である東京都公報によらずに、特別な理由がないにもかかわらず都庁内の掲示場における掲示によりなされ、選挙人への十分な周知がされなかったこと

本件選挙における当委員会による選挙長及び同職務執行代行者の氏名及び住所の告示、当選人の氏名及び住所の告示、選挙長による立候補者の届出及び届出内容の変更の告示については、東京都公報によりなされることなく、東京都庁本庁舎1階の掲示板上に掲示する方法より「告示」されたこととされている。

しかし、東京都選挙管理委員会規程(昭和44年東京都選挙管理委員会規程第1号)第12条の「委員会が特に必要と認めるとき」及び東京都選挙執行規程(平成12年東京都選挙管理委員会告示第36号)第4条の「これらの方法により行うことができないとき」とは、天災等により東京都公報が発行できない緊急の事態がある場合に限定されるというべきで、原則的告示方法である東京都公報に掲載されなかったことで、インターネットや郵送等を通じて東京都公報を閲覧する機会を失わせ、有権者はわざわざ都庁に出向かなければ告示内容や選挙長及び候補者の情報を正確に知ることができないというのは、告示方法に違法があり、掲示板上による告示は無効で選挙無効事由があるというべきである。

(6) 多摩市の選挙人名簿に登録されている令和6年3月20日から27日に転入届を提出した有権者について、期日前投票や不在者投票の申出を不当に拒絶した違法があるおそれがあること

多摩市選挙管理委員会(以下「多摩市選管」という。)において、東京都議会議員補欠選挙(南多摩選挙区)(以下「都議補選」という。)の選挙時基準日に登録された令和6年3月20日から同月27日に多摩市に転入届を提出した有権者に対して、投票所入場券の配布が選挙当日にずれ込んだとい

う事態が生じた。

当日投票そのものではできたととしても、多摩市選管が誤解して都議補選の選挙時に登録された有権者に対し、不在者投票や期日前投票に訪れた有権者に対して投票できないと誤った説明をしたり、また、そもそも投票所入場券が送付されないことから投票できないものと誤信させ、選挙運動期間が終了した選挙当日になって投票できると伝えられ、有権者の投票行動に大きな影響を与えた可能性もある。

(7) 檜原村開票区内で投票用紙を二重に交付した選挙人があること
檜原村開票区において、持ち帰り票がマイナス1票となり、投票者数より投票総数が1票多くなった事態が生じている。

これは、投票用紙を2票誤って交付した可能性が高く、公選法第36条に違反するもので、選挙の規定に違反するものである。

(8) 選挙会において公職選挙法施行令第84条の規定する得票数の朗読を欠いていること等選挙会の手続に違法があったこと

そもそも選挙長の告示が適法になされていないことは上記2(5)で述べたとおり、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号。以下「施行令」という。)第81条に違反し違法である。

申出人が選挙会の参観を求めたところ、当初は参観を拒絶され、申出人の指摘によりようやく参観が可能になった。この措置は、公選法第82条の規定に違反するものであり、当委員会や選挙長が選挙人の参観による監視のもと、選挙の公正の担保を確保するという選挙会の意義を正しく理解せず、申出人が来る前の参観希望者やあるいは事前に電話等で問合せのあった選挙人に対して参観できないと誤った説明して選挙人の参観する権利を侵害したものであることから、選挙会の手続に違法があり、選挙会が無効である以上、本件選挙は無効である。

そして、実際に行われた選挙会も施行令第84条で義務づけられている候補者の得票総数の朗読の手続がされておらず、またただし書に規定されている得票総数の掲示等の代替措置もされておらず、参観人が選挙結果を知る機会が喪失され、選挙の公正の担保を確保するという選挙会の意義が大きく失われることになった。

さらに、選挙会において得票総数の計算の手続もあらかじめ選挙会前に行われ、単にその結果が資料として選挙長や選挙立会人に配布されたのみであり、当選人の認定も選挙長が選挙立会人に異議がないか尋ねたのみで、被選

挙権の存在を認定させた根拠資料を選挙立会人に閲覧させず、公開の選挙会の場における実質的審査が行われず、選挙立会人においてただこれを承認するのみの機会しか与えられず、開票録の写し等の閲覧の機会も与えられなかった。

当委員会は、選挙人が参観させることを前提とする規定を意図的に不履行にしている。当選人決定手続の選挙無効原因については、選挙の効力に関する争訟（公選法第202条ないし第205条）により、それぞれ審理するものとされていることを踏まえ、当該違法は選挙の規定に違反し、選挙会における参観人の参加を当初拒否したこと及び得票数の明証を行わなかったこと、被選挙権の認定や得票総数の計算の過程の資料を選挙立会人に確認する機会を与えなかったことは、結局著しく選挙の公正を疑わしめるに足るのであって、不正行為が行われ得る可能性を有することは明らかである。かかる違法事実は、現実には不正行為が行われたか否かにかかわらず、常に選挙の結果に異動を及ぼす可能性があることから、公選法第205条の「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に該当するといわなければならないというべきである。

なお、仮に選挙無効事由に該当しないとしても、選挙会の手続の違法は当選無効事由に該当することから、予備的に当選無効事由を主張する。

(9) その他選挙の規定に違反する過誤があること

上記の事項以外にも、本件選挙において、申出人が把握しきれない選挙の規定の違法があった。これらについては、区市町村選管からの当委員会への報告等を通じて職権等により調査の上、審理判断されたい。

決 定 の 理 由

当委員会は、本件各異議の申出は形式的要件を備えた適法なものと認め、これを受理した。

また、申出人から公選法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第31条第1項の規定に基づき、口頭意見陳述の申立てがあったため、令和6年8月7日に申出人による口頭意見陳述を実施した。

なお、申出人からは公選法第216条第1項において準用する行政不服審査

法第33条の規定に基づく物件提出の要求の申立て及び当委員会が公選法第212条第1項の規定に基づく証人尋問実施するよう求める請求がなされているが、当委員会が本決定を行うにあたり、いずれもその実施の必要性はないものと判断した。

上記を踏まえ、当委員会は慎重かつ厳正に審理した。その結果は以下のとおりである。

第1 公選法の定め

本件各異議の申出に関する公選法の定めは次のとおりである。

(選挙会及び選挙分会の開催場所)

第77条 選挙会は、都道府県庁又は当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）の指定した場所で開く。

2 選挙分会は、都道府県庁又は都道府県の選挙管理委員会の指定した場所で開く。

(選挙会及び選挙分会の場所及び日時)

第78条 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）はあらかじめ選挙会の場所及び日時を、都道府県の選挙管理委員会はあらかじめ選挙分会の場所及び日時を、それぞれ告示しなければならない。

(選挙会又は選挙分会の開催)

第80条 選挙長（衆議院比例代表選出議員若しくは参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙における選挙長を除く。）又は選挙分会会長は、全ての開票管理者から第66条第3項の規定による報告を受けた日又はその翌日に選挙会又は選挙分会を開き、選挙立会人立会いの上、その報告を調査し、各公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。第3項において同じ。）、各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票総数（各参議院名簿届出政党等の得票総数にあつては、当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者

(当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。)の得票総数を含むものをいう。第3項において同じ。)を計算しなければならない。

2 前条第1項の場合においては、選挙長は、前項の規定にかかわらず、投票の点検の結果により、各公職の候補者の得票総数を計算しなければならない。

3 第1項に規定する選挙長又は選挙分会長は、選挙の一部が無効となり再選挙を行った場合において第6条第3項の規定による報告を受けたときは、第1項の規定の例により、他の部分の報告とともに、更にこれを調査し、各公職の候補者、各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票総数を計算しなければならない。

(選挙会及び選挙分会の参観)

第82条 選挙人は、その選挙会及び選挙分会の参観を求めることができる。

(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における当選人)

第95条 衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙においては、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、次の各号の区分による得票がなければならぬ。

- 一 衆議院(小選挙区選出)議員の選挙 有効投票の総数の6分の1以上の得票
 - 二 参議院(選挙区選出)議員の選挙 通常選挙における当該選挙区内の議員の定数をもって有効投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票。ただし、選挙すべき議員の数が通常選挙における当該選挙区内の議員の定数を超える場合においては、その選挙すべき議員の数をもって有効投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票
 - 三 地方公共団体の議会の議員の選挙 当該選挙区内の議員の定数(選挙区がないときは、議員の定数)をもって有効投票の総数を除して得た数の4分の1以上の得票
 - 四 地方公共団体の長の選挙 有効投票の総数の4分の1以上の得票(第2項省略)
- (文書図画の掲示)
- 第143条 選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号のいずれかに該当するもの(衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、第1号、

第2号、第4号、第4号の2及び第5号に該当するものであつて衆議院名簿届出政党等が使用するもの)のほかは、掲示することができない。

一 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類

二 第141条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類

三 公職の候補者(参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で第86条の3第1項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。)が使用するたすき、胸章及び腕章の類

四 演説会場においてその演説会の開催中使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類

四の二 屋内の演説会場内においてその演説会の開催中掲示する映写等の類

四の三 個人演説会告知用ポスター(衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員又は都道府県知事の選挙の場合に限る。)

五 前各号に掲げるものを除くほか、選挙運動のために使用するポスター(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、公職の候補者たる参議院名簿登載者(第86条の3第1項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者を除く。)が使用するものに限る。)(第2項以下省略)

(ポスター掲示場)

第144条の2 衆議院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員又は都道府県知事の選挙においては、市町村の選挙管理委員会は、第143条第1項第5号のポスター(衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するものを除く。)の掲示場を設けなければならない。

2 前項の掲示場の総数は、1投票区につき5箇所以上10箇所以内において、政令で定めるところにより算定する。ただし、市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がある場合には、あらかじめ都道府県の選挙管理委員会と協議の上、その総数を減することができる。

- 3 第1項の掲示場は、市町村の選挙管理委員会が、投票区ごとに、政令で定める基準に従い、公衆の見やすい場所に設置する。
 - 4 市町村の選挙管理委員会は、第1項の掲示場を設置したときは、直ちに、その掲示場の設置場所を告示しなければならない。
 - 5 公職の候補者は、第1項の掲示場に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）が定め、あらかじめ告示する日から第143条第1項第4号の3及び第5号のポスターそれぞれ1枚を掲示することができる。この場合において、市町村の選挙管理委員会は、ポスターの掲示に関し、政令で定めるところにより、当該公職の候補者に対し、事情の許す限り便宜を供与するものとする。
 - 6 前項の場合において、公職の候補者1人が掲示することができる掲示場の区画は、縦及び横それぞれ42センチメートル以上とする。
 - 7 前各項に規定するもののほか、第1項の掲示場におけるポスターの掲示の順序その他ポスターの掲示に関し必要な事項は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）が定める。
- (第8項以下省略)
- (地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の効力に関する異議の申出及び審査の申立て)
- 第202条 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において、その選挙の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者は、当該選挙の日から14日以内に、文書で当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に対して異議を申し出ることができる。
- (第2項省略)
- (選挙の無効の決定、裁決又は判決)
- 第205条 選挙の効力に関し異議の申出、審査の申立て又は訴訟の提起があつた場合において、選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り、当該選挙管理委員会又は裁判所は、その選挙の全部又は一部の無効を決定し、裁決し又は判決しなければならない。
- (第2項以下省略)

- (地方公共団体の議会の議員又は長の当選の効力に関する異議の申出及び審査の申立て)
- 第206条 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙においてその当選の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者は、第101条の3第2項又は第106条第2項の規定による告示の日から14日以内に、文書で当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に対して異議を申し出ることができる。
- (第2項省略)
- (選挙人等の出頭及び証言の請求)
- 第212条 選挙管理委員会は、本章に規定する異議の申出又は審査の申立てがあつた場合において、その決定又は裁決のため必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言を求めることができる。
- (第2項以下省略)
- 第2 認定した事実
- (1) 本件選挙における立候補者の氏名及びそれぞれの得票数は別紙1のとおりであり、小池候補が有効投票の最多数（2,918,015票）を得て当選人となった。
- (2) 本件選挙における各投票区に設けられたポスター掲示場には48の区画が指定され（以下、この区画を「既存区画」という。）、既存区画が不足する場合は、次のように対応することとされた（以下、これにより設けられた区画を「外周区画」という。）。
- ア 原則、掲示場下辺に49番以降の外周区画を指定
- イ 立地上、下辺掲示が困難な場合は、右左辺、上辺の順に、外周区画を割振り
- ウ 既存区画の枠繰送の余白部分で固定
- エ 当委員会からクリアファイル・画鋏等の固定用道具を提供
- (3) 本件選挙における立候補者は、最終的に56人となったため、受付順が49番目以降の候補者については、外周区画に掲示することとなり、これによることとなった各候補者には、それぞれから申出があつた枚数分のクリアファイル・画鋏等の固定用道具を提供された（各候補者別の固定用道具の提供状況は別紙2のとおり）。
- (4) 外周区画にポスターを掲示することとなった者（以下「外周区画設置者」

という。)は、別紙1に外周区画と記載された8人であり、そのうちの最多得票者であるひまそらあかね候補(以下「ひまそら候補」という。)の得票数は110、196票、その得票率は1.62%であった。

(5) 本件選挙において千代田区選挙管理委員会(以下「千代田区選挙」という。)が設置予定のボスター掲示場は109か所であったが、告示日である令和6年6月20日の午後3時時点で、14か所が未設置であった。その後、深夜に、すべての掲示場(109か所)への設置が完了した。

(6) 河合候補がボスター掲示場に掲示したボスターに関して、警視庁が告示当日の令和6年6月20日に、東京都迷惑防止条例に抵触するおそれがあるとして同候補に対して警告を行ったとの報道があった。

(7) 黒川候補については、令和6年4月28日執行の衆議院議員補欠選挙(東京都第15区)において、他の立候補者陣営の街頭演説を大音量の暴言などで妨害したとして、同年5月17日に警視庁に自由妨害罪容疑で逮捕されたとの報道があった。

(8) 告示方法については、東京都選挙管理委員会規程第12条及び東京都選挙執行規程第4条に基づき、東京都庁本庁舎掲示板に掲示する方法により行った。

(9) 多摩市において本件選挙及び都議補選の投票所入場券293世帯(355名)分の送付漏れがあった。該当世帯分は、令和6年7月6日の夕方から、翌7日の正午にかけて市職員が配付対応を行った。

(10) 榎原村の期日前投票所(榎原村役場)において、本件選挙の投票用紙が1枚不足していることが発見され、榎原村選挙管理委員会が有権者1人に対して投票用紙の二重交付があったと判断する事態が発生した。

(11) 本件選挙の選挙会については、令和6年7月8日午後2時から東京都選挙管理委員会室(東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎北塔40階)において開催された。

なお、当委員会は、公選法第78条の規定により同年6月20日に本件選挙の選挙会の日時及び場所について告示している。

第3 申出人の主張に対する当委員会の判断

(1) 選挙の効力に関して争う争訟においては、「選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り」、当該選挙の全部又は一部が無効とされる(公選法第205条第1項)。

ここで、「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指す」(最高裁判所昭和27年12月4日判決、最高裁判所昭和61年2月18日判決、最高裁判所平成31年2月28日判決)ものであり、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その選挙の管理執行手續に関する規定違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいう」(最高裁判所昭和29年9月24日判決、最高裁判所昭和51年9月30日判決、東京高等裁判所平成25年12月9日判決)とされている。

これを本件に当てはめると、外周区画設置の取扱いが選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則を著しく阻害するものであり、そのような取扱いがなされなかったならば、本件選挙における有効投票である6,823、242票の最多数2,918、015票を上回る得票を得た者が生ずる可能性がある場合に限り、本件選挙が無効とされることになる。

(2) そこで、まず、外周区画設置の取扱いがなされなかったときに、本件選挙における最多得票2,918、015票を上回る得票を得た者が生ずる可能性の有無について検討する。

本件選挙における得票数は、その多い順に、小池候補の2,918、015票、石丸伸二候補の1,658、363、406票、蓮舫候補の1,283,262票、田母神としお候補の267,699票等となっており、外周区画設置者のうちの最多得票はひまそら候補の110、196票となっている。

上記のうちひまそら候補以外の者は、外周区画設置の取扱いを受けてない者であり、外周区画設置者の存在によってその得票数が影響を受けたことを示す事情は見当たらない。

一方、ひまそら候補は外周区画設置の取扱いを受けているが、その得票数が小池候補の得票数2,918,015票を上回るためには、現実の得票数である110,196票に加えてその約25.48倍である2,807,820票以上の得票が必要となること、同人のボスターが既存区画に設置されたとした場合に、これだけの得票を得る可能性を示す事情は見

<p>当たらない。</p> <p>また、同人以外の外周区画設置の取扱いを受けた候補者のうち、同人の得票を超える得票を得る可能性がある者の存在を示す事情もない。したがって、外周区画設置の取扱いがなされなかったとしても、候補者の当落に現実が生じたところと異なった結果を生ずる可能性はなかったものと判断される。</p> <p>(3) 次に、申出人は本件選挙に立候補した河合候補や黒川候補に対する警視庁による警告等があったと、それが選挙運動への不当な干渉であると主張するが、それらの行為を違法とする司法判断は見当たらず、それらの行為がなかったならば候補者の当落に現実が生じたところと異なった結果を生ずる可能性を示す事情も見当たらない。</p> <p>(4) さらに、申出人は千代田区選管におけるポスター掲示場の一部設置遅れ、当委員会及び選挙長により行われた告示方法の違法性、多摩市選管による投票所入場券の一部配布遅延、檜原村開票区における投票用紙の二重交付及び選挙会の手統の違法性等を主張するが、これらはいずれも本件選挙に立候補した全候補者に等しく影響を及ぼす事柄であり、選挙結果に影響を及ぼすような得票数の異動が生じるものではない。</p> <p>(5) また、申出人は選挙会の手統の違法性を理由に予備的に当選人である小池候補の当選無効を主張している。</p> <p>そもそも公選法第206条第1項の定める当選の効力に関する異議の申出の理由となる当選無効原因とは、当選人の決定に違法の事由があること、すなわち、当選人を決定した選挙会の構成に違法があること、決定手統に違法があること、決定内容一たえば投票の有効無効の判定、各候補者の有効得票数の算定、当選人となり得る資格の有無の認定一に違法があること（同旨・名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決、大阪高等裁判所昭和30年9月29日判決、東京高等裁判所昭和28年2月17日判決等）とされている。</p> <p>本件選挙会は、予め告示された上で、選挙立会人3名による立会い及び選挙人2名による参観の下に開かれ、そこにおいて得票総数を記した資料により、各候補者の有効得票数の計算に誤りがなかったことが確認されている。</p> <p>また、本件選挙の選挙長から、立候補届出を受理した小池候補を含むすべての候補者について被選挙権の有無及び他の選挙における立候補の有無</p>	<p>に関する調査を行った結果、当選人について被選挙権を有していない事実及び他の選挙における立候補の事実の確認されなかった旨が選挙会において報告された上で、公選法第95条第1項第4号の規定により有効投票の最多数を得た小池候補が当選人となった。</p> <p>したがって、本件選挙会に小池候補の当選を無効とするような違法はなく、当選無効をいう申出人の主張には理由がない。</p> <p>第4 審理の結果</p> <p>以上によれば、申出人が主張する事由によって選挙の結果に異動を及ぼす可能性があったと言えないことは明らかであるし、その他小池候補の当選を無効とする事情も認められないから、その余の点について判断するまでもなく、本件各異議の申出にはいずれも理由がないことが明らかである。</p> <p>よって、公選法第216条第1項において準用する行政不服審査法第45条第2項の規定により、当委員会は、主文のとおり決定する。</p> <p>令和6年8月19日</p> <p>東京都選挙管理委員会 委員長 澤野正明</p>
---	---

(別紙1)

令和6年7月7日執行 東京都知事選挙 開票結果

< 候補者別得票数 (得票順) >

候補者氏名 (所属党派)	得票数	得票率
1 小池 妙りこ (無所属)	2,918,015,000 票	42.77 %
2 石丸 伸二 (無所属)	1,658,363,406 票	24.30 %
3 蓮 舫 (無所属)	1,283,262,000 票	18.81 %
4 田母神 としお (無所属)	267,699,000 票	3.92 %
5 安野 たかひろ (無所属)	154,638,000 票	2.27 %
6 うつみ さとる (市政がつくる会)	121,715,000 票	1.78 %
7 ひまそらあかね (無所属)	110,196,000 票	1.62 %
8 石丸 幸人 (石丸幸人党)	96,222,534 票	1.41 %
9 桜 井 誠 (日本第一党)	83,600,995 票	1.23 %
10 清水 国明 (清水国明と東京都の安全な未来をつくる会)	38,054,000 票	0.56 %
11 ドクター・中松 (無所属)	23,825,000 票	0.35 %
12 大 和 行 男 (無所属)	9,685,000 票	0.14 %
13 小 林 弘 (無所属)	7,408,000 票	0.11 %
14 ェトウテルク (ラゾ&ピース党)	5,419,000 票	0.08 %
15 木 宮 み つ き (未来党)	4,874,000 票	0.07 %
16 福 本 繁 幸 (無所属)	3,245,000 票	0.05 %
17 A I M E Y A (A I 党)	2,761,000 票	0.04 %
18 ないとうひさお (無所属)	2,339,000 票	0.03 %
19 横 山 緑 (NHKを守る党)	2,174,000 票	0.03 %
20 内 野 愛 里 (カワノイノ私の政見放送を一緒に見よう！率を上げる会)	2,152,000 票	0.03 %
21 河 合 ゆ う す け (投票率を上げる会)	2,035,000 票	0.03 %
22 向 後 真 徳 (無所属)	1,951,000 票	0.03 %
23 黒川 あつひこ (つばさの党)	1,833,000 票	0.03 %
24 桑 原 ま り こ (無所属)	1,747,000 票	0.03 %
25 福 永 か つ や (NHKを守る党)	1,281,000 票	0.02 %
26 野 間 口 翔 (無所属)	1,240,000 票	0.02 %
27 さ わ し げ み (無所属)	1,232,000 票	0.02 %
28 う し く ぼ の お お (無所属)	1,153,000 票	0.02 %
29 小 松 け ん (ゴルト党)	894,000 票	0.01 %
30 遠 藤 信 一 (NHKを守る党)	882,328 票	0.01 %

候補者氏名 (所属党派)

31 二 宮 大 造 (NHKを守る党)	833,000 票	0.01 %
32 竹 本 秀 之 (無所属)	812,000 票	0.01 %
33 テキマリ将軍未満 (ネオ藩府テキマリ党)	792,000 票	0.01 %
34 小野 寺 こうき (忠臣蔵義士新党)	759,000 票	0.01 %
35 山 田 信 一 (NHKを守る党)	691,669 票	0.01 %
36 木村よしたか (NHKを守る党)	676,000 票	0.01 %
37 しんどう伸夫 (お金をみんな堂々として独立堂々)	669,000 票	0.01 %
38 中 江 と も や (NHKを守る党)	612,000 票	0.01 %
39 加 藤 英 明 (NHKを守る党)	588,051 票	0.01 %
40 か が た た く じ (覇 王 党)	578,000 票	0.01 %
41 加 藤 健 一 郎 (無所属)	572,942 票	0.01 %
42 ホカリジジ (無所属)	560,000 票	0.01 %
43 前 田 太 一 (NHKを守る党)	521,000 票	0.01 %
44 草 尾 あ つ し (NHKを守る党)	481,000 票	0.01 %
45 ふくはらしるび (NHKを守る党)	466,000 票	0.01 %
46 武 内 隆 (NHKを守る党)	446,000 票	0.01 %
47 尾 関 あ ゆ み (ポ ー カ ー 党)	417,000 票	0.01 %
48 犬 伏 宏 明 (NHKを守る党)	371,000 票	0.01 %
49 桑 島 康 文 (核 融 合 党)	361,000 票	0.01 %
50 松 尾 芳 治 (NHKを守る党)	351,000 票	0.01 %
51 古 田 真 ((事務所)土曜を働かし、日曜を休む党))	343,004 票	0.01 %
52 ふなはしゆめと (NHKを守る党)	329,000 票	0.00 %
53 三 輪 陽 一 (NHKを守る党)	306,000 票	0.00 %
54 津 村 大 作 (NHKを守る党)	302,000 票	0.00 %
55 み な み 俊 輔 (NHKを守る党)	297,000 票	0.00 %
56 上 築 わ ね ゆ き (NHKを守る党)	211,000 票	0.00 %

有効 投票 数	6,823,242,000 票
無効 投票 数	56,128,000 票 (0.82%)
投票 総 数	6,879,370,000 票
法定 得 票 数	1,705,810,500 票
供 託 物 投 収 点	682,324,200 票

(別紙2)

各候補者別の固定用道具の提供状況について(令和6年7月6日時点)

届出番号	候補者名	当委員会から提供した固定用道具						
		OPP袋 A2	クリア ファイル A3	クリア ファイル A4	アルミ 複合板 A3	画鋏	布粘着 テープ 25m	OPP テープ 50m
49	ホカリジン	不要(ポスター掲示の予定なし)						
50	小林弘	50	6,260	10	5	1,000	1	45
51	加藤健一郎	200	410			2,000	1	1
52	ひまそらあかね	希望なし	希望なし	希望なし	希望なし	希望なし	希望なし	希望なし
53	向後真徳	100	10	100		2,000	2	1
54	うしくぼのぶお	希望なし	希望なし	希望なし	希望なし	希望なし	希望なし	希望なし
55	古田真	550				3,000		
56	アキノリ將軍未満	5,500	5,480			21,000	32	22
合計		6,400	12,160	110	5	29,000	36	69

●東京都選挙管理委員会告示第百十号

令和六年七月七日執行の東京都知事選挙における選挙の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定したので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百五十五条の規定により告示する。

令和六年八月二十七日

東京都選挙管理委員会

6 選 選 第 4 1 6 号

決 定 書

異議申出人 立花 孝志

上記異議申出人(以下「申出人」という。)から令和6年7月18日に提起された、令和6年7月7日執行の東京都知事選挙(以下「本件選挙」という。)における選挙の効力に関する異議の申出(以下「本件異議の申出」という。)について、東京都選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を棄却する。

異 議 の 申 出 の 要 旨

1 異議の申出の趣旨
申出人は、次の異議の申出の理由により、本件選挙を無効とする旨の決定を求めるものである。

2 異議の申出の理由
本件異議の申出の理由は、概ね次のとおりであると認められる。
本件選挙には、56名が公職の候補者として立候補したが、すべての公職の候補者に与えられなければならない、公営ポスター掲示場にあるポスター掲示板に選挙ポスターを貼付する方法で掲示する権利を、56名のうちの48名には与えられたが、8名には与えられなかった。これにより公職の候補

者間の選挙運動の平等が阻害された。

当委員会は、告示日である令和6年6月20日より2週間程度前から、本件選挙には49名を超える立候補者が届け出ることを確信していた。しかしながら、6月初旬に48名分しかポスターを貼ることができない掲示板を都内約14,000か所に設置して以来、2年前の参議院選挙東京選挙区で行った、増設(48名より多くの立候補者が選挙ポスターを貼付する方法で掲示する権利を増やすという意味)を行わなかった。

今回、立候補した56名のうち48名は当委員会が用意した選挙ポスター掲示板に選挙ポスターを貼付する方法で選挙運動ができた。他方の8名は選挙ポスター掲示板を自らで作成(養生)した上で、それから選挙ポスターを貼付する方法で選挙運動を行った。つまり、選挙ポスター掲示場に設置された選挙ポスター掲示板を利用することができた公職の候補者と、選挙ポスター掲示板を利用することができなかった公職の候補者との間に明らかにな不公平が生じた。よって、本件選挙が公平・公正に行われなかったと評価できる。

本件選挙は、当委員会の重過失によって候補者間において不平等な選挙運動をしなければならぬ事態となつてしまったので、無効とするべきである。

決 定 の 理 由

当委員会は、本件異議の申出は形式的要件を備えた適法なものと認め、これを受理し、慎重かつ厳正に審理した。その結果は以下のとおりである。

第 1 公 職 選 挙 法 の 定 め

本件異議の申出に関する公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)の定めは次のとおりである。

(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における当選人)
第95条 衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙においては、有効投票の最多数を得た者をもつて当選人とする。ただし、次の各号の区分による得票がなければならぬ。
一 衆議院(小選挙区選出)議員の選挙 有効投票の総数の6分の1以

<p>上の得票</p> <p>二 参議院（選挙区選出）議員の選挙 通常選挙における当該選挙区内の議員の定数をもって有効投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票。ただし、選挙すべき議員の数が通常選挙における当該選挙区内の議員の定数を超える場合においては、その選挙すべき議員の数をもって有効投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票</p> <p>三 地方公共団体の議会の議員の選挙 当該選挙区内の議員の定数（選挙区がないときは、議員の定数）をもって有効投票の総数を除して得た数の4分の1以上の得票</p> <p>四 地方公共団体の長の選挙 有効投票の総数の4分の1以上の得票（第2項省略）</p> <p>（文書図面の掲示）</p> <p>第143条 選挙運動のために使用する文書図面は、次の各号のいずれかに該当するもの（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、第1号、第2号、第4号、第4号の2及び第5号に該当するものであつて衆議院名簿届出政党等が使用するもの）のほかは、掲示することができない。</p> <p>一 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類</p> <p>二 第141条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類</p> <p>三 公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で第86条の3第1項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。）が使用するたすき、胸章及び腕章の類</p> <p>四 演説会場においてその演説会の開催中使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類</p> <p>四の二 屋内の演説会場内においてその演説会の開催中掲示する映写等の類</p> <p>四の三 個人演説会告知用ポスター（衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員又は都道府県知事の選挙の場合に限る。）</p> <p>五 前各号に掲げるものを除くほか、選挙運動のために使用するポスター（参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、公職の候補者たる参</p>	<p>議院名簿登載者（第86条の3第1項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者を除く。）が使用するものに限る。）</p> <p>（第2項以下省略）</p> <p>（ポスター掲示場）</p> <p>第144条の2 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙においては、市町村の選挙管理委員会は、第143条第1項第5号のポスター（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するものを除く。）の掲示場を設けなければならない。</p> <p>2 前項の掲示場の総数は、1投票区につき5箇所以上10箇所以内において、政令で定めるところにより算定する。ただし、市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がある場合には、あらかじめ都道府県の選挙管理委員会と協議の上、その総数を減することができる。</p> <p>3 第1項の掲示場は、市町村の選挙管理委員会が、投票区ごとに、政令で定める基準に従い、公衆の見やすい場所に設置する。</p> <p>4 市町村の選挙管理委員会は、第1項の掲示場を設置したときは、直ちに、その掲示場の設置場所を告示しなければならない。</p> <p>5 公職の候補者は、第1項の掲示場に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）が定め、あらかじめ告示する日から第143条第1項第4号の3及び第5号のポスターそれぞれ1枚を掲示することができる。この場合において、市町村の選挙管理委員会は、ポスターの掲示に関し、政令で定めるところにより、当該公職の候補者に対し、事情の許す限り便宜を供与するものとする。</p> <p>6 前項の場合において、公職の候補者1人が掲示することができる掲示場の区画は、縦及び横それぞれ42センチメートル以上とする。</p> <p>7 前各項に規定するもののほか、第1項の掲示場におけるポスターの掲示の順序その他ポスターの掲示に関し必要な事項は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）が定める。</p> <p>（第8項以下省略）</p>
--	--

(地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の効力に関する異議の申出及び審査の申立て)

第202条 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において、その選挙の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者は、当該選挙の日から14日以内に、文書で当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に対して異議を申し出ることができる。

(第2項省略)

(選挙の無効の決定、裁決又は判決)

第205条 選挙の効力に関し異議の申出、審査の申立て又は訴訟の提起があつた場合において、選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り、当該選挙管理委員会又は裁判所は、その選挙の全部又は一部の無効を決定し、裁決し又は判決しなければならぬ。

(第2項以下省略)

第2 認定した事実

(1) 本件選挙における立候補者の氏名及びそれぞれの得票数は別紙1のとおりであり、小池ゆりこ候補(以下「小池候補」という。)が有効投票の最多数(2,918,015票)を得て当選人となった。

(2) 本件選挙における各投票区に設けられたポスター掲示場には48の区画が指定され(以下、この区画を「既存区画」という。)、既存区画が不足する場合は、次のように対応することとされた(以下、これにより設けられた区画を「外周区画」という。)

ア 原則、掲示場下辺に49番以降の外周区画を指定

イ 立地上、下辺掲示が困難な場合は、右左辺、上辺の順に、外周区画を割振り

ウ 既存区画の枠繰込の余白部分で固定

エ 当委員会からクリアファイル・画鋲等の固定用道具を提供

(3) 本件選挙における立候補者は、最終的に56人となったため、受付順が49番目以降の候補者については、外周区画に掲示することとなり、これによることとなった各候補者には、それぞれから申出があつた枚数分のクリアファイル・画鋲等の固定用道具を提供された(各候補者別の固定用道具の提供状況は別紙2のとおり)。

(4) 外周区画にポスターを掲示することとなった者(以下「外周区画設置者」という。)は、別紙1に外周区画と記載された8人であり、そのうちの最多得票者であるひまそらあかね候補(以下「ひまそら候補」という。)の得票数は110,196票、その得票率は1.62%であつた。

第3 申出人の主張に対する当委員会の判断

(1) 選挙の効力に関して争う争訟においては、「選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り」、当該選挙の全部又は一部が無効とされる(法第205条第1項)。

ここで、「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指す」

(最高裁判所昭和27年12月4日判決、最高裁判所昭和61年2月18日判決、最高裁判所平成31年2月28日判決)ものであり、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その選挙の管理執行手續に関する規定違反がなかつたならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異なつた結果の生ずる可能性のある場合をいう」(最高裁判所昭和29年9月24日判決、最高裁判所昭和51年9月30日判決、東京高等裁判所平成25年12月9日判決)とされている。

これを本件に当てはめると、外周区画設置の取扱いが選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則を著しく阻害するものであり、そのような取扱いがなされなかつたならば、本件選挙における有効投票である6,823,242票の最多数2,918,015票を上回る得票を得た者が生ずる可能性がある場合に限り、本件選挙が無効とされることになる。

(2) そこで、まず、外周区画設置の取扱いがなされなかつたときに、本件選挙における最多得票2,918,015票を上回る得票を得た者が生ずる可能性の有無について検討する。
本件選挙における得票数は、その多い順に、小池候補の2,918,015票、石丸伸二候補の1,658,363。406票、蓮舫候補の1,283,262票、田母神としお候補の267,699票等となつており、外周区画設置者のうちの最多得票はひまそら候補の110,196票とな

っている。

上記のうちみまそら候補以外の者は、外周区画設置の取扱いを受けてない者であり、外周区画設置者の存在によってその得票数が影響を受けたことを示す事情は見当たらない。

一方、みまそら候補は外周区画設置の取扱いを受けているが、その得票数が小池候補の得票数2,918,015票を上回るためには、現実の得票数である110,196票に加えてその約25.48倍である2,807,820票以上の得票が必要となるところ、同人のポスターが既存区画に設置されたとした場合に、これだけの得票を得る可能性を示す事情は見当たらない。

また、同人以外の外周区画設置の取扱いを受けた候補者のうち、同人の得票を超える得票を得る可能性がある者の存在を示す事情もない。

したがって、外周区画設置の取扱いがなされなかったとしても、候補者の当落に現実が生じたところと異なった結果の生ずる可能性はなかったものと判断される。

第4 審理の結果

以上によれば、外周区画設置の取扱いによって選挙の結果に異動を及ぼす可能性があったと言えないことは明らかであるから、その余の点について判断するまでもなく、本件異議の申出には理由がないことが明らかである。

よって、法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、当委員会は、主文のとおり決定する。

令和6年8月19日

東京都選挙管理委員会
委員長 澤野正明

法第203条の規定により、この決定に不服があるときは、当委員会を被告として、申出人においてはこの決定書の交付を受けた日から30日以内に、その他の当該選挙の選挙人又は候補者においては法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

(別紙1)

令和6年7月7日執行 東京都知事選挙 開票結果

< 候補者別得票数 (得票順) >

候補者氏名 (所属党派)	得票数	得票率
1 小池 妙り (無所属)	2,918,015,000 票	42.77 %
2 石丸 伸二 (無所属)	1,658,363,406 票	24.30 %
3 蓮 舫 (無所属)	1,283,262,000 票	18.81 %
4 田母神 としお (無所属)	267,699,000 票	3.92 %
5 安野 たかひろ (無所属)	154,638,000 票	2.27 %
6 うつみ さとる (市政がつくる会)	121,715,000 票	1.78 %
7 ひまそらあかね (無所属)	110,196,000 票	1.62 %
8 石丸 幸人 (石丸幸人党)	96,222,534 票	1.41 %
9 桜 井 誠 (日本第一党)	83,600,995 票	1.23 %
10 清水 国明 (清水国明と東京都の安全な未来をつくる会)	38,054,000 票	0.56 %
11 ドクター・中松 (無所属)	23,825,000 票	0.35 %
12 大 和 行 男 (無所属)	9,685,000 票	0.14 %
13 小 林 弘 (無所属)	7,408,000 票	0.11 %
14 ェトウテルク (ラゾ&ピース党)	5,419,000 票	0.08 %
15 木宮 みつき (未来党)	4,874,000 票	0.07 %
16 福本 繁幸 (無所属)	3,245,000 票	0.05 %
17 A I M E Y A (A I 党)	2,761,000 票	0.04 %
18 ないとうひさお (無所属)	2,339,000 票	0.03 %
19 横 山 緑 (NHKから党)	2,174,000 票	0.03 %
20 内 野 愛 里 (カワノイノ私の政見放送を見てね)	2,152,000 票	0.03 %
21 河合 ゆうすけ (ジョーカー議員と投票率を上げる会)	2,035,000 票	0.03 %
22 向 後 真 徳 (無所属)	1,951,000 票	0.03 %
23 黒川 あつひこ (つばさの党)	1,833,000 票	0.03 %
24 桑原 まりこ (無所属)	1,747,000 票	0.03 %
25 福永 かつや (NHKから党)	1,281,000 票	0.02 %
26 野 間 口 翔 (無所属)	1,240,000 票	0.02 %
27 さわしげみ (無所属)	1,232,000 票	0.02 %
28 うしくぼのぶお (無所属)	1,153,000 票	0.02 %
29 小 松 け ん (ゴルフ党)	894,000 票	0.01 %
30 遠 藤 信 一 (NHKから党)	882,328 票	0.01 %

候補者氏名 (所属党派)

31 二 宮 大 造 (NHKから党)	833,000 票	0.01 %
32 竹 本 秀 之 (無所属)	812,000 票	0.01 %
33 テキノリ将軍未滿 (ネオ輝府キノリ党)	792,000 票	0.01 %
34 小野 寺 こうき (忠臣蔵義士新党)	759,000 票	0.01 %
35 山 田 信 一 (NHKから党)	691,669 票	0.01 %
36 木村 よしたか (NHKから党)	676,000 票	0.01 %
37 しんどう 伸夫 (お金をみんな俺のソレで独立させよう)	669,000 票	0.01 %
38 中江 ともしや (NHKから党)	612,000 票	0.01 %
39 加 藤 英 明 (NHKから党)	588,051 票	0.01 %
40 か が た た く じ (覇 王 党)	578,000 票	0.01 %
41 加 藤 健 一 郎 (無所属)	572,942 票	0.01 %
42 ホカ リ ジ ョ (無所属)	560,000 票	0.01 %
43 前 田 太 一 (NHKから党)	521,000 票	0.01 %
44 草 尾 あ つ し (NHKから党)	481,000 票	0.01 %
45 ふくはらしるび (NHKから党)	466,000 票	0.01 %
46 武 内 隆 (NHKから党)	446,000 票	0.01 %
47 尾 関 あ ゆ み (ポ ー カ ー 党)	417,000 票	0.01 %
48 犬 伏 宏 明 (NHKから党)	371,000 票	0.01 %
49 桑 島 康 文 (核 融 合 党)	361,000 票	0.01 %
50 松 尾 芳 治 (NHKから党)	351,000 票	0.01 %
51 古 田 真 ((新)土曜を働かし (新)土曜を働かしを働かす党)	343,004 票	0.01 %
52 ふなはしゆめと (NHKから党)	329,000 票	0.00 %
53 三 輪 陽 一 (NHKから党)	306,000 票	0.00 %
54 津 村 大 作 (NHKから党)	302,000 票	0.00 %
55 み な み 俊 輔 (NHKから党)	297,000 票	0.00 %
56 上 楽 む ね ゆ き (NHKから党)	211,000 票	0.00 %

有 効 投 票 数	6,823,242,000 票
無 効 投 票 数	56,128,000 票 (0.82%)
投 票 票 総 数	6,879,370,000 票
法 定 得 票 数	1,705,810,500 票
供 託 物 投 収 点	682,324,200 票

(別紙2)

各候補者別の固定用道具の提供状況について(令和6年7月6日時点)

届出番号	候補者名	当委員会から提供した固定用道具						
		OPP袋 A2	クリア ファイル A3	クリア ファイル A4	アルミ 複合板 A3	画鋏	布粘着 テープ 2.5m	OPP テープ 5.0m
49	ホカリジン	不要(ポスター掲示の予定なし)						
50	小林弘	50	6,260	10	5	1,000	1	45
51	加藤健一郎	200	410			2,000	1	1
52	ひまそらあかね	希望なし	希望なし	希望なし	希望なし	希望なし	希望なし	希望なし
53	向後真徳	100	10	100		2,000	2	1
54	うしくぼのぶお	希望なし	希望なし	希望なし	希望なし	希望なし	希望なし	希望なし
55	古田真	550				3,000		
56	アキノリ將軍未満	5,500	5,480			21,000	32	22
合計		6,400	12,160	110	5	29,000	36	69

●東京都選挙管理委員会告示第百一十一号
 令和六年七月七日執行の東京都知事選挙における選挙の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定したので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百五十五条の規定により告示する。

令和六年八月二十七日

東京都選挙管理委員会

6 選 選 第 4 1 6 号

決 定 書

異議申出人 松尾 芳治

上記異議申出人(以下「申出人」という。)から令和6年7月23日に提起された、令和6年7月7日執行の東京都知事選挙(以下「本件選挙」という。)における選挙の効力に関する異議の申出(以下「本件異議の申出」という。)について、東京都選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を却下する。

異 議 の 申 出 の 要 旨

- 1 異議の申出の趣旨
申出人は、次の異議の申出の理由により、本件選挙を無効とする旨の決定を求めるものである。
- 2 異議の申出の理由
本件選挙を無効とするとの決定を求める。
選挙運動用ボスターの掲示方法について、何らの合理的根拠に基づくことなく、候補者を不平等に取扱うものであって明らかに日本国憲法第14条、第15条第3項及び第44条の規定に違反する。

決 定 の 理 由

公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。)第202条第1項による選挙の効力に関する異議の申出は、「選挙の日から14日以内」に行われなければならないとしている。

法定の期限を経過した異議の申出は、不適法なものであって、却下されるべきものである。なお、郵便等により異議申出書を提出できるとされているが、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第3項の規定が公選法第216条第1項において準用されていないので、送付に要した日数は、異議の申出期間に算入されることから、異議申出書が選挙管理委員会に法定期間内に到着することを要する(「逐条解説公職選挙法改訂版(下)」黒瀬敏文ほか1718ページ)。

本件選挙における異議の申出期限は、令和6年7月22日である。

しかるに、本件異議の申出については、令和6年7月23日付けで東京都総務局文書課に郵送され、同日当委員会を受領した。本件異議の申出は、内容証明郵便で送達されており、お問い合わせ番号による郵送状況の照会結果についても、届出先への到着日が令和6年7月23日であった。

したがって、本件異議の申出は、公選法第202条第1項の規定による期間内に行われていないことから、不適法であることが明らかである。

よって、公選法第216条第1項において準用する行政不服審査法第45条第1項の規定により、当委員会は、主文のとおり決定する。

令和6年8月19日

東京都選挙管理委員会
委員長 澤野 正明

公選法第203条の規定により、この決定に不服があるときは、当委員会を被告として、申出人においてはこの決定書の交付を受けた日から30日以内に、その他の当該選挙の選挙人又は候補者においては公選法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

発行
東京
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一

郵便番号
101-0051



リサイクル適性